

上告事件及び上告受理申立て事件の決定について

1 事件名

行政上告提起事件（最高裁判所平成 27 年（行ツ）第 467 号）

行政上告受理申立て事件（最高裁判所平成 27 年（行ヒ）第 515 号）

2 当事者

上告人兼申立人 中野区民

被上告人兼相手方 中野区

3 訴訟の経過

平成 26 年(2014年) 2 月 21 日 東京地方裁判所に訴えの提起

平成 27 年(2015年) 4 月 16 日 東京地方裁判所で却下判決の言渡し

4 月 28 日 東京高等裁判所に控訴の提起

9 月 10 日 東京高等裁判所で棄却判決の言渡し

9 月 18 日 最高裁判所に上告の提起及び上告受理の申立て

平成 28 年(2016年) 3 月 25 日 最高裁判所で上告棄却及び上告不受理の決定

4 事案の概要

本件は、処分行政庁である区長（以下単に「処分行政庁」という。）が東京消防庁中野消防署長に対して、被上告人兼相手方の行政財産である中野区中野二丁目に所在する 67.45㎡の土地（以下「本件対象土地」という。）を中野消防団第五分団の防災資機材格納庫の施設用地として使用することを許可したこと（以下「本件使用許可」という。）について、上告人兼申立人が、本件使用許可は地方自治法（以下「法」という。）等の規定に違反するものであるとして、法第 242 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、本件使用許可の取消しを求めた住民訴訟である。

上告人兼申立人は、第 1 審判決において本件使用許可が財務会計上の行為に該当せず不適法であるとして訴えが却下されたため、これを不服として東京高等裁判所に控訴を提起したが、第 2 審においても控訴が棄却されたため、最高裁判所に上告の提起等をしたものである。

5 上告及び上告受理申立ての趣旨

- (1) 本件上告を受理する。
- (2) 原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

6 決定

- (1) 主文

- ア 本件上告を棄却する。
- イ 本件を上告審として受理しない。
- ウ 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

(2) 理由

ア 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民事訴訟法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

イ 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民事訴訟法 318 条 1 項により受理すべきものとは認められない。

※ 参考

(1) 第 1 審の判断の要旨

ア 法第 242 条の 2 に定める住民訴訟は、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とし、その対象とされる事項は、法第 242 条第 1 項に定める事項に限られるのであり、これらの事項はいずれも財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものである。したがって、本件訴えが適法であるといえるためには、処分行政庁がした本件使用許可が財務会計上の行為に該当することが必要であり、その該当性の判断は、本件使用許可が、本件対象土地の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的处理を直接の目的とするものであるかどうかという観点から行うのが相当である。

イ 本件使用許可は、法第 238 条の 4 第 7 項等に基づいてされたものであるところ、同条等の規定振りに鑑みれば、処分行政庁による行政財産の目的外使用許可の許否に係る処分は、行政財産の管理者（法第 149 条第 6 号）として、行政財産の目的外使用が、当該行政財産の目的を妨げることなく、かつ、公共的利益ないし社会的利益に資するものであるかという行政政策的な見地から、当該行政財産の効率的利用による行政目的の達成を直接の目的として、その許否を決する処分であるといふべきであって、当該行政財産の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的处理を直接の目的とするものではないから、財務会計上の行為には当たらないと解するのが相当である。

ウ 前記で検討したところによれば、本件使用許可は財務会計上の行為に当たらないから、本件使用許可の取消しを求める本件訴えは、不適法な訴えといわざるを得ない。

(2) 第 2 審の判断の要旨

当裁判所も、本件使用許可は財務会計上の行為に該当せず、本件訴えは不適法であると判断する。その理由は、原判決の説示のとおりであるから、これを引用する。